



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	旧四国借款団問題をめぐる日露交渉 1910-1912
Author(s)	岡部, 克哉
Citation	スラヴ研究, 72, 23-51
Issue Date	2025-08-31
DOI	https://doi.org/10.14943/SlSt.72.23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/96028
Type	departmental bulletin paper
File Information	02_Okabe_SlavicStudies72.pdf



旧四国借款団問題をめぐる日露交渉 1910-1912

岡部 克哉

はじめに

辛亥革命前夜における旧四国借款団（以下、四国借款団）結成から六国借款団の成立までをめぐっては、すでに様々な観点に立った先行研究の蓄積がある⁽¹⁾。本稿でみていくように、イギリス、アメリカ、フランス及びドイツの銀行団で構成されていた四国借款団のなかで主導性を発揮したのは主にアメリカやイギリスであり、そもそも日本やロシアは参加していなかった。しかし、四国借款団は結成当初から満州への関心を示しており、日本とロシアを含む六国借款団結成に際しても日露の満州（及びモンゴル）権益の扱いが争点の1つとなったため、すでに第二次日露協約により満州での提携を約していた両国は対応を迫られ、協力を模索することとなる。実際、辛亥革命前後における日露関係史に関する研究の多くは、両国の接近を示す事例としてこの問題を取り上げている⁽²⁾。もっとも、そのよう

※ 本論文は、2024 年度慶應義塾大学大学院法学研究科提出博士論文の一部を改変したもの。執筆にあたっては北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター中村・鈴川基金奨励研究員制度の助成を受けた。同センター及び受入れ教員を引き受けてくださった岩下明裕先生をはじめとする各先生方に感謝申し上げる。また本論文修正に関して示唆に富む複数のコメントをくださった匿名の査読者の先生方にお礼申し上げたい。なお日付はすべてグレゴリオ暦に統一し、日本語史料の引用については一部新字体に改めている。

- 1 例えば、田村幸策『支那外債史論』外交時報社、1935 年、第 7 章、第 8 章；副島國照「善後借款の成立」小野川秀美ほか編『辛亥革命の研究』筑摩書房、1978 年、317-346 頁；浅野真知「袁世凱政権の善後借款に対する政策：議会をめぐる問題を中心として」『近きに在りて：近現代中国をめぐる討論のひろば』32 号、1997 年、23-39 頁；Григорьевич С.С. Дальневосточная политика империалистических держав в 1906-1917 гг. Томск, 1965. С. 310-369; Белов Е.А. Россия и Китай в начале XX века. Русско-китайские противоречия в 1911-1915 гг.. М., 1997. С. 92-115; Peter Lowe, *Great Britain and Japan 1911-15: A Study of British Far Eastern Policy* (London: Macmillan, 1969), Chapter IV. また近年の日本人の研究として、平田康治「イギリス対華政策と中国政治の相互作用：改革借款・駐華出先機関・協力政策、一九一〇—一四」『国家学会雑誌』123 号、2010 年、159-223 頁；久保田裕次『対中借款の政治経済史』名古屋大学出版会、2016 年、第 2 章；久保田裕次「辛亥革命と日本の外交：対中国国際借款団の展開過程を中心に」『中国研究月報』893 号、2022 年 7 月、1-20 頁；篠永宣孝『フランスの極東問題 1900-1940』刀水書房、2020 年、第 1 章；塚本英樹『日本外交と対中国借款問題：「援助」をめぐる協調と競合』法政大学出版局、2020 年、第 1 章。
- 2 例えばフセヴォロド・マリノフによれば、これら借款団への対応を通じて日露両国はアメリカを中国から追い出すことに成功し、関係を更に発展させたという。Маринов В.А. Россия и Япония перед первой мировой войной (1905-1914 годы). Очерки истории отношений. М., 1974. С. 114. 日本側の先行研究でも、例えば吉村道男は、借款問題をめぐる日露の足並みが常に一致していたわけではないことを指摘しつつも、それらへの対応を通じて「日露両国は満州権益確保のための提携の基礎を固める必要を一層切実に感ずるに至った」と主張している。吉村道男『日本とロシア』増補版〔旧版 1968 年〕日本経済評論社、1991 年、20-24 頁。また、Молодяков В.Э. Россия

な日露関係に注目した先行研究では、四国借款団問題は辛亥革命期におけるより広い両国関係のエピソードの1つとして扱われる傾向があり、革命前夜の四国借款団問題の発生から六国借款団への加入に至るまでの交渉が詳細に検討されてきたとはいえない。

他方、日露関係ではなく借款問題自体に焦点を当てた先行研究においては四国借款団問題や六国借款団問題への対応に関して日露の姿勢に一定の違いがみられたことも指摘されてきた⁽³⁾。しかしながら、これらの研究は、日露間の交渉を主軸として取り上げているわけではないため、差異の背景について踏み込んだ分析をしていない⁽⁴⁾。

つまり、借款団問題をめぐる日露間の交渉を丁寧に辿るという作業はいまだに不十分であるといえる。この点は例えば本稿第4節で明らかにした日露間の誤解が従来注目されてこなかったことから指摘できるだろう。両借款団の問題が日露の満州（及びモンゴル）権益とその擁護のための協力に直接関係するものであったことを踏まえれば、その研究上の空白を埋めることには意味があると思われる。

本稿は上記を踏まえて、四国借款団の成立から六国借款団成立に至るまでの日露間の交渉を日露双方の史料や先行研究を踏まえつつ明らかにすることを目的とする。結論を先取りすれば、日本とロシアが満州（及びモンゴル）権益をめぐって協力するためには、門戸開放原則や辛亥革命後成立した袁世凱政権支援をめぐる姿勢といった、より広範な問題に関する不一致を何らかの形で乗り越える必要があった。言い換えれば、日本とロシアの立場は、清・中国に関わる様々な問題をめぐって常に一致していたわけではなく、それらの問題で一致できない場合には満州（及びモンゴル）権益をめぐる協力が困難となる可能性が存在したのである。借款問題をめぐる日露交渉の検討は、「例外的な友好」⁽⁵⁾関係を築いていたとされる当時の両国関係の実際の距離感を示す1つの事例研究となるだろう。

1. 幣制改革借款問題をめぐる不協和

1910年11月10日、湖広鉄道（成都・漢口間の川漢鉄道及び広州・漢口間の粵漢鉄道の併称）の建設をめぐる列国間の利権競争と協調の結果成立した英仏独三国借款団にアメリカ銀行団が参加したことで、四国借款団が結成された。その少し前の10月27日にアメリカは、満州開発やアメリカ人財政顧問の任命といった政治性の強い内容を含んだ借款予備契約を清との間に結んでおり、この幣制改革及東三省実業借款（以下、幣制改革借款）も四国借款団が引き受けることになった⁽⁶⁾。満州における特殊権益が脅かされる可能性があるという

и Японии: рельсы гудят. Железнодорожный узел российско-японских отношений (1891–1945): историческое исследование. М., 2006. С. 216–225; Шулатов Я.А. На пути к сотрудничеству: российско-японские отношения в 1905–1914 гг.. Хабаровск, 2008. С. 205–206 も参照。

3 例えば、副島「善後借款の成立」321, 327–329頁；久保田「辛亥革命と日本の外交」8–12頁；Белов. Россия и Китай. С. 99–105. 特に六国借款団加入をめぐる日露の態度の違いはイギリス側にも認識されていた。See, Lowe, *Great Britain and Japan*, p. 127.

4 日本外交史の視点から日露間のやりとりにも注意を払った研究として、塚本『日本外交と対中国借款問題』第1章が存在する。しかし、塚本の研究も日本側史料に基づいた分析である。

5 吉村『日本とロシア』1頁。

6 四国借款団の成立については、副島「善後借款の成立」318–320頁；篠永『フランスの極東問題』13–27頁。

観点からも、また、清朝政府の財政に関する監督権がアメリカの手に独占される可能性があるという観点からも、日露両政府は幣制改革借款をめぐる事態の進展を座視するわけにはいかず、四国借款団への対応を迫られることとなった。

当初、幣制改革借款予備契約の内容は公表されていなかったが、その後アメリカ人財政顧問の任命に関する条項の存在が判明すると、小村寿太郎外務大臣は、「外国力清国内政ニ干渉スルノ端ヲ開クモノニシテ甚タ好マシカラス」とみなしつつも、列国が幣制改革借款に参加する場合には日本も参加する必要があるとの認識を伊集院彦吉駐清公使に伝えている⁽⁷⁾。11月10日に四国借款団が結成され、英仏独米4か国による幣制改革借款の引き受けが既定路線となると、日本政府は、四国借款団が中国における経済活動に対して将来にわたって影響力を持つ可能性も考慮して横浜正金銀行を四国借款団に加入させるとの方針を定め、イギリスの香港上海銀行との事前協議を開始させた⁽⁸⁾。もっとも、イギリス外務省は四国借款団をめぐる交渉を複雑化させかねないとして日本の加入には消極的であり、そうした意向を受けて香港上海銀行は日本政府に対し、加入したとしても日本が以前より関心を有していた川漢鉄道等の權益について均霑を放棄しなければならないことや四国借款団の有する權益のなかに南満州鉄道に損害を与えかねない錦愛鉄道の敷設権が含まれていることなどを伝えている⁽⁹⁾。このような情報を考慮して日本政府は方針を変更し、正式な加入申し込みを見合わせつつ、アメリカに配慮して幣制改革借款契約の正式な成立までは事態を「観望」する姿勢をとった⁽¹⁰⁾。四国借款団の動きについて小村や石井菊次郎外務次官と情報交換を続けていたニコライ・マレフスキー＝マレヴィチ駐日大使は、12月初めの日本政府内の雰囲気について、「日本政府は清の外債に関する問題を楽観的に見ており、この件に関するアメリカの介入の政治的意味を認めていない」⁽¹¹⁾と結論付けている。マレフスキー＝マレヴィチによれば、日本政府は事態の進展があれば、イギリス政府からさらなる情報が提供されるものと考えており、またフランス政府が日本に協力的な態度を示していることを「非常に高く評価」していたという⁽¹²⁾。フランス政府は、幣制改革借款に満州開発向けの借款が含まれていることを受け、日本政府に対して日露両国の權益を尊重する旨を伝えていたのである⁽¹³⁾。日本政府が静観姿勢をとった背景にはおそらく、イギリスやフランスとのこのような協力関係が機能しており、四国借款団が必ずしもアメリカの政治的意図どおりに動くわけではないという理解があったのだろう。四国借款団に参加する各国の政府だけでなく、銀行団体もそれぞれの思惑を有しており、アメリカの思惑に従うどころか、借款団を機能させること自体容易ではなかったのである⁽¹⁴⁾。事実、伊集院は12月15日付の電報において、アメリカ人顧問の任命問題をめぐり、清側が強い抵抗を示していることに加え、アメリカと英仏独の間にも溝が生じているため、「借款問題ノ状況ハ殆ド行詰マリノ姿ナリト認ム」と

7 外務省編『日本外交文書』（以下『日外』）明治第43巻第2冊、日本国際連合協会、1962年、34-35頁。

8 同上、42頁。

9 Lowe, *Great Britain and Japan*, p. 123; 塚本『日本外交と対中国借款問題』18頁。

10 『日外』明治第43巻第2冊、58、66-67頁。

11 Государственный архив Российской Федерации, ф. 601, оп. 1, д. 769, л. 1.

12 Там же.

13 『日外』明治第43巻第2冊、48-49頁。

14 Lowe, *Great Britain and Japan*, p. 121.

報告しており⁽¹⁵⁾、28日には小村自身も、同様の認識をマレフスキー＝マレヴィチに対して繰り返し返していた⁽¹⁶⁾。マレフスキー＝マレヴィチの報告どおり、日本政府の態度が楽観的であったとしても、それほど不思議ではないのである。

事態を比較的楽観していた日本政府と異なり、ロシア政府は早い段階からアメリカの対清借款の動きに警戒感を抱いていた。そもそも当時のロシア政府は、アメリカ政府の満州割り込みだけではなく、清の利権回収の機運に対しても強い懸念を抱くようになっていた⁽¹⁷⁾。ロシア政府内では、幣制改革借款をめぐる事態はそのような文脈のなかで検討されることになったのである。すでに1910年9月14日にはセルゲイ・サゾノフ外務大臣が、アメリカと清の間で借款締結に向けた動きが進んでいるという在清公使館からの報告をウラジミール・ココフツォフ大蔵大臣に共有している⁽¹⁸⁾。サゾノフによれば、この借款計画が実現すれば、清朝政府がその資金の一部を北満州の開発に充てるであろうことに疑問はないため、対応策を練る必要があった。ココフツォフも米清間の借款成立が望ましくないという点について彼と同意見だった⁽¹⁹⁾。サゾノフが問題の借款にロシアも参加することで政治的影響力を発揮できるのではないかと考えていたのに対して⁽²⁰⁾、ココフツォフはロシアの資本力では参加しても十分な影響力を獲得できないとして借款成立を妨害すべきと主張しており⁽²¹⁾、とるべき対応策について両者は意見を異にしていたものの、ロシア政府内に四国借款団や幣制改革借款に対する疑念が生じていたことに違いはなかった⁽²²⁾。幣制改革借款予備契約の締結及び四国借款団の結成後、アメリカ人財政顧問の任命に関する問題が浮上すると、サゾノフは、「アメリカ人は、アメリカ資本ではなく他国の資本を利用しつつ、清において純粋に政治的な利益を獲得しようともくろんでいる」⁽²³⁾とし、ココフツォフに対し、将来任命されるアメリカ人財政顧問は「おそらく、幣制改革問題にとどまらず、清の政策の全体的方向性にも影響を与えようと試みるだろう」⁽²⁴⁾と改めて警戒を示している。

ところで本野一郎駐露大使は11月9日付の小村宛の電報で、四国借款団に対抗して日露仏3か国で清の財政改革を引き受けるという案を披露し、ロシア政府の反応を探りたいとの意見具申を行ったが⁽²⁵⁾、小村はこれに同意せず、指示があるまでロシア政府当局者と特別な交渉を行わないよう命じた⁽²⁶⁾。しかし、本野は独断でこの構想をロシア政府当局者にも話していたようで、11月19日付のココフツォフ宛書簡においてサゾノフは、日露両政府が幣

15 『日外』明治第43巻第2冊、60-61頁。

16 РГИА (Российский государственный исторический архив), ф. 560, оп. 45, д. 29, л. 82.

17 このような辛亥革命勃発前夜の対清警戒感と日露関係については、拙稿「辛亥革命前夜の露清関係悪化と日露協調」『法学政治学論究』140号、2024年、45-83頁参照。

18 РГИА, ф. 560, оп. 45, д. 29, л. 1-2.

19 Там же, л. 3-4.

20 Там же, л. 1.

21 Там же, л. 3.

22 ただし、ロシア側でもイヴァン・コロストヴェツ駐清公使は、四国借款団がアメリカ側の思惑に単純に従うという見方に疑問を呈していた。Григорьевич. Дальневосточная политика. С. 318.

23 РГИА, ф. 560, оп. 45, д. 29, л. 34.

24 Там же, л. 32.

25 『日外』明治第43巻第2冊、38頁。

26 同上、39頁。

制改革借款の保証を引き受けるという個人的意見に基づく提案を本野から伝えられたと述べている⁽²⁷⁾。ただし、サゾノフ自身はその実現可能性に懐疑的で、四国借款団による清の財政管理にロシアも関与する方法を探るべきだとの見解を維持していた⁽²⁸⁾。一方、ココフツォフは清財政の国際管理が実現した場合にロシアも参加する必要があることは認めたものの、個別の借款をめぐる問題は別であるとし、錦愛鉄道の敷設や北満州開発のようなロシアの利益に反する事業を対象とする借款には参加すべきではないと主張し続けていた⁽²⁹⁾。11月時点でロシア政府の対応方針は依然定まっていなかったのである。

ただし、サゾノフとココフツォフが一致して関与すべきとみなしていた財政監督問題については日本政府との意見交換が開始されていた。しかし、これは四国借款団や幣制改革借款に対する日露両政府の警戒感の差を表面化させることになる。12月8日の小村との会見において、マレフスキー＝マレヴィチは四国借款団の締結する借款が「清国ノ財政監督ニ何等ノ関係ヲ有スル場合ニ於テハ露国政府ハ右監督ノ設定ニ参加スルコトヲ必要ナリト思考シ居レル次第ナリ」と伝え、日本政府の立場を尋ねた⁽³⁰⁾。これに対して小村は12月16日に、ロシアの立場に理解を示しつつ、実際に清朝政府の財政に対して外国が監督を行う事態となれば、日本政府もロシア政府と同様の要求を提出することになるとの見通しを述べた⁽³¹⁾。しかし彼は同時に、現時点では財政顧問にどのような権限が与えられるのかは不明であり、問題となっている財政顧問が単なる招聘外国人専門家を超越する権限を持たない可能性もあるため、「目下ノ所顧問設置ノ件ハ未タ差迫リタル問題トモ認メラレサル」として、当面は「観望」姿勢をとると答えたのである。

そうした間にも幣制改革借款をめぐる四国借款団と清朝政府の交渉は続けられており、1911年4月15日には確定契約が結ばれたが、契約の具体的な内容は秘されていたため、日露両政府は情報収集を継続することになる。その後5月に入る頃には、日本側の予想どおり、清朝政府に対する財政監督の問題は有耶無耶となったことが明らかになっていたが、その一方で、ロシア側が懸念していたとおり、幣制改革借款で提供される資金の一部が満州開発にあてられることも明確となっていた。

こうした動きに対して日本政府も全くの無為無策であったわけではなく、5月1日に桂太郎首相は原敬に、日露共同でイギリス及びフランスに働きかけることを計画中だと語っていたという⁽³²⁾。しかしながらマレフスキー＝マレヴィチによれば、小村は5月初め時点においても「十分楽観的な雰囲気」⁽³³⁾にあった。小村はマレフスキー＝マレヴィチに対して、幣

27 РГИА, ф. 560, оп. 45, д. 29, л. 32-33.

28 Там же, л. 34.

29 Там же, л. 39-40.

30 『日外』明治第43巻第2冊、59頁。

31 同上、65-66頁。

32 原奎一郎編『原敬日記(3)』福村出版、1965年、120頁、明治44年5月1日の条。

33 一部の先行研究では、幣制改革借款契約締結直後の日本側の警戒感を示すものとして4月21日付の伊集院の電報が引用されている。副島「善後借款の成立」、320-321頁；塚本『日本外交と対中国借款問題』19頁。この電報は伊集院が入手した借款契約書とされる文書の内容を分析したもので、彼は、幣制改革借款の借款計画が「東三省（つまり満州一筆者）ニ於ケル実業振興上ノ企画ニ対シテモ亦容易ナラサル一種ノ永久独占的支配権乃至有力ナル関与権ヲ設定」するものではないかという懸念を伝えていた。『日外』明治第44巻第2冊、日本国際連合協会、1963年、302-304頁。

制改革借款それ自体は問題ではなく、この借款契約によって貸与された資金が満州におけるどのような事業に向けられるのが論点であるとの認識を示し、「我々（日露両国一筆者）は、満州における「門戸開放」原則を認めており、我々の利益が傷つけられない限り、我々は、外国資本が満州に流入することを防ぎ、満州の一般的経済発展を妨害するいかなる根拠も有していないということ（略）忘れるべきではない」と主張していたのである⁽³⁴⁾。表面的にせよ門戸開放原則を受け入れていた日本政府からすれば、満州における日露の權益が直接侵害されない限りは建前を守らざるを得なかったといえよう⁽³⁵⁾。

日本政府が少なくとも表面上は静観姿勢を維持し続けていた一方、ロシア政府は対応策の検討に移っており、フランス政府に対して働きかけも開始していた⁽³⁶⁾。病床のサゾノフ⁽³⁷⁾に代わって外務大臣代理を務めていたアナトリー・ネラトフは日本政府との協力も模索しており、すでに3月の時点でベルギー等の銀行家を加えて四国借款団への対抗団体を結成する方針であることを本野へ通知し、日本政府に参加の意思があるかどうかを問いつけている⁽³⁸⁾。また、依然強硬な姿勢を崩していなかったココフツォフはロシア政府内において、満州向けの借款は非友好的措置とみなす旨の警告を日本政府と共同で清朝政府に発すべきだと訴えていた⁽³⁹⁾。

こうしたなか、マレフスキー＝マレヴィチは5月4日、11日及び16日に小村と会見を行い⁽⁴⁰⁾、当時ロシア側で浮上していた清の軍備制限の問題と抱き合わせる形で四国借款団に代わって日露両国が幣制改革借款を引き受けるのと引き換えに、清朝政府に満州の現状維持に関する日露清3か国条約の締結を迫るという構想を伝えた⁽⁴¹⁾。会談においてマレフスキー＝マレヴィチは、四国借款団には日露両国に好意的態度をとるイギリスとフランスが加入

伊集院の指摘は後に判明する借款契約第16条への日本政府の認識を先取りするものであり、それゆえ十分に根拠のある懸念だったが、小村はロシア政府を通じて得たフランス政府からの情報と矛盾する点があるとして正確性に疑念を挟んでいた。同上、305-306頁。4月28日には伊集院自身も問題の文書が実は契約書の草案に過ぎなかったことを報告している。同上、306-307頁。

34 РГИА, ф. 560, оп. 45, д. 36, л. 124.

35 日露戦争後の日本の満州權益と門戸開放原則の整合性については、湯川勇人「日露戦争以降の日本外交と日米関係：満蒙權益の拡大と門戸開放主義の角逐」『広島法学』45巻1号、2021年、207-236頁参照。湯川は、小村がこの原則との関係で南満州鉄道の経営権やその付属地の行政権の独占をあくまで重視する一方、「満州市場の門戸開放」は受け入れていたと指摘している。同上、153頁。小村のマレフスキー＝マレヴィチに対する発言は、こうした解釈に一致するものといえよう。また、小村寿太郎が日本の満州權益が脅かされない限り満州への外国資本の流入を容認していたことについては片山慶隆も指摘している。片山慶隆『小村寿太郎：近代日本外交の体现者』中公新書、2011年、220頁。辛亥革命勃発以前の日本が対露関係をめぐって門戸開放原則への配慮を示していたことについては、拙稿「「門戸開放」と日露関係：一九〇五～一九一〇」『日本歴史』874号、2021年3月、38-54頁参照。

36 Григорьевич. Дальневосточная политика. С. 321.

37 サゾノフが職務に復帰するのは1911年12月に入ってからである。МОЭИ (Международные отношения в эпоху империализма). Серия 2. Т. 19. Ч. 1. М.; Л., 1938. С. 186. Прим. 3.

38 『日外』明治第44巻第2冊、288-289頁。

39 МОЭИ. Серия 2. Т. 18. Ч. 1. М.; Л., 1939. С. 51-52.

40 この会見については、拙稿「辛亥革命前夜の露清関係悪化と日露協調」66-67頁も参照。

41 以下、小村とマレフスキー＝マレヴィチのやりとりは、МОЭИ. Серия 2. Т. 18. Ч. 1. С. 11-14.

しているとはいえ、仮にその2か国が参加を拒否したとしてもアメリカとドイツのみで借款を実現することも可能であるため、英仏との協力関係は「我々にとり、満州において我々の鉄道路線の利益に反して鉄道建設計画を遂行しようとする清国人たちの試みに対する予防とはならない」と主張した。しかしながら小村は、日露両国には幣制改革借款の実現を妨害する力はないとしつつも、「4か国銀行グループの内部は特に緊密に結びついているわけではないと考えており、このシンジケートの活動はそれほど重大なものとはならないだろうと予想していた」。そのうえで小村はマレフスキー＝マレヴィチに、四国借款団の結束が予想どおり弱ければ、日露両国は必要に応じて加入し、米独に対して日露英仏4か国で対抗できるはずであり、仮に予想が外れ、四国借款団の結束が強固なものとなった場合には、その時改めて日露政府間で対応策を協議すればよいと主張した。四国借款団に対する警戒感の差が再度表面化したのである。また、ここからは、イギリスやフランスとの協力を軸とした列国協調に期待する日本側の姿勢も再確認できる。加えて小村は、日露両国のみで、清朝政府の必要とする額の借款を実施することが可能か否かについても懐疑的な見解を示し、この観点からも満州の現状維持に関する日露清協定を結ぶというロシア側の構想に否定的な態度をみせた。結局、「彼（小村一筆者）の意見によれば、今のところは、満州における事態の進行及び清国人が借りた金銭を何に利用しようとしているのかを入念に観察しつつ、静観姿勢にとどまることが、両国にとって最も良い」方針だったのである。5月20日付の内田康哉駐米大使宛の電報で小村が述べているとおり、日本政府は満州における既得権益が侵害された場合に対応をとることまでも否定していたわけではなかったものの、幣制改革借款の契約内容に関する正確な情報が入手できるまでは、契約内容の「探知」と清朝政府の行動の「注視」を基本方針としていたのであり⁽⁴²⁾、直ちにロシア政府との共同行動に乗り出すつもりはなかったのである。

以上のように、幣制改革借款への対応をめぐる日露政府間のやりとりは当初、門戸開放原則への配慮の度合いや四国借款団に対する警戒感、列国協調への期待感をめぐる相違を表面化させており、両国とも幣制改革借款を歓迎していなかったにもかかわらず、具体的な協力を実現させる見込みは立たなかった。

静観姿勢を取り続ける日本政府と異なり、より積極的に対抗策を模索していたロシア政府であったが、日本との協調がその東アジア政策の重要な前提である以上、四国借款団問題への対応についても日露間の対応姿勢の違いを考慮に入れざるを得なかった。5月23日、ネラトフはピョートル・ストリピン首相とココフツォフに書簡を送り、幣制改革借款の実現はロシアにとって好ましくないとの認識を繰り返すと同時に、日本政府の協力は期待できないと結論付けた⁽⁴³⁾。そのうえでネラトフは、幣制改革借款の成り行きに対する影響力を確保するという観点から四国借款団に参加することも選択肢も視野に入れて対応策を講じるべきだと主張し、両者の意見を尋ねている。ストリピンはネラトフの見解に賛同し、日本政府の態度への不信感を漏らしつつ、ロシアも借款に参加する必要があると回答した⁽⁴⁴⁾。

42 『日外』明治第44巻第2冊、311-312頁。

43 МОЭИ. Серия 2. Т. 18. Ч. 1. С. 22-24.

44 Там же. С. 67-68.

他方、ココフツォフは、フランスや日本と協力して四国借款団に圧力をかけ、可能であればその崩壊を目指すべきだと主張した⁽⁴⁵⁾。先述のとおり本野は強硬で、小村に対し、ロシアやフランスと協力して四国借款団への対抗団体を作るべきとの意見を具申ししていたが⁽⁴⁶⁾、ロシア側にもそうした見解を隠していなかったようである。ココフツォフは、本野が四国借款団による満州への干渉に不満を示していることにも言及しつつ、日本政府との協力が実現する可能性に依然望みをつないでいた⁽⁴⁷⁾。ココフツォフが従来の立場を主張し続けていることを受けて、ネラトフは彼に、ロシア外務省作成の意見書を送付している⁽⁴⁸⁾。その意見書では、日本政府は借款問題についてロシア政府との提携に消極的であるとの理解が繰り返され、ロシアが幣制改革借款に対し単独で抗議を行ってもロシア自身の孤立を招くだけであること、またフランス政府及びイギリス政府も幣制改革借款を少なくとも率先して妨害する意思を有していないこと、その一方で、アメリカやフランスからロシアに借款への参加が呼びかけられていることを挙げたうえで、四国借款団への加入交渉を進め、その過程で何らかの譲歩を引き出すことが望みある方策であると結論付けられていた。こうしたなか、ココフツォフはネラトフとの書簡のやりとりを本野にみせており、本野は5月29日付の電報で、日露両国の共同行動破綻の可能性を小村に警告し、ロシア政府と共に強硬措置をとるよう訴えている⁽⁴⁹⁾。日本の先行研究では、本野を通じて伝えられたココフツォフの見解を根拠に、ロシア政府が日本政府よりも対決的な方針をとっていたとされている⁽⁵⁰⁾。しかし、ここまでの議論から明らかとなおり、ココフツォフの立場はサゾノフやネラトフ、ストルィピンのそれと比べて強硬であり、ロシア政府全体としての態度はより慎重なものへ傾きつつあったのである。

四国借款団の動きを警戒するロシア政府は、同盟国フランス、そして満州で同じ立場にあるはずの日本の協力を得て直接対抗する方法を模索していた。しかし、その日本政府は列国協調に期待をかけていた。門戸開放原則に配慮して、権益が直接侵害されない限りにおいて満州における四国借款団の動きを容認する可能性も示唆していたのである。日本政府の協力が得られないなかでロシア政府は、直接的な抵抗をあきらめ、四国借款団に単独加入する方向へ態度を変化させつつあった。

45 Там же. С. 63–64.

46 例えば、『日外』明治第44巻第2冊、285–288頁。

47 МОЭИ. Серия 2. Т. 18. Ч. 1. С. 4.

48 Там же. С. 70–71.

49 『日外』明治第44巻第2冊、325–326頁。この電報で本野は「外務大臣代理ヨリ大蔵大臣宛公文」の内容に言及している。借款問題に限らず、ココフツォフと本野がかなり頻繁に意見交換を行っていたのはおそらく事実だろう。ココフツォフ自身が回想録のなかで、本野と特に親しい関係を築き、情報共有を行っていたと述べている。Коковцов В.Н. Из моего прошлого. Воспоминания 1903–1919 гг. Книга 1. М., 1992. С. 314. また後の証言ではあるが、第一次世界大戦期に在露日本大使館に勤務していた芦田均もココフツォフが日本大使館と「特別の関係」にあり、革命後まで日本大使館に出入りしていたとしている。芦田均『革命前夜のロシア』文芸春秋新社、1950年、60頁。

50 副島「善後借款の成立」321頁；塚本『日本外交と対中国借款問題』20–21頁。

2. 幣制改革借款契約第 16 条をめぐる協力と差異

前節でみたとおり、5 月末の時点では、四国借款団問題をめぐる日露の足並みはそろっておらず、提携は実現し得ないかにみえた。しかし、6 月に入ると事態は大きく変化する。

6 月 2 日、小村は本野に訓令を発し、幣制改革借款契約の内容について完全な情報を得ているわけではないものの、イギリスやフランスなどからの情報提供を通じてある程度の全容がみえたとして、この借款契約の要点を 3 つにまとめている⁽⁵¹⁾。その第 1 は満州における諸税が借款の担保とされたことであり、これは日本政府にとって好ましいものではなかったが、清朝政府が財政破綻を起こさない限り問題にはならず、仮に財政破綻となれば、「清国全体二亘リ一大変動ヲ起生」し、満州問題や借款問題に限られた事態ではなくなるため、あえて異議を唱える必要はないとされた。第 2 は満州における事業に借款があてられることであったが、日本政府がこの時点で得ていた情報によれば、日本の権益を直接脅かす事業の計画はなされていなかったため、日本の既得権益を害しないことを条件にこれに異議を唱えないとの方針であった。小村が以前述べていたように、日本側には四国借款団の満州進出をある程度まで容認する用意があったのである。そして第 3 が幣制改革借款契約第 16 条であり、日本政府が問題視したのはこの点だった⁽⁵²⁾。第 16 条は、満州の実業開発のための借款の優先引受権を四国借款団に与える旨を定めていた。小村がマレフスキー＝マレヴィチへ説明したように、また日本政府が提出した公式の抗議文書でも述べられているように、追加的に借款が必要となった場合の優先引受権を借款契約中に規定しておくこと自体には前例があった⁽⁵³⁾。しかし、日本政府の理解するところでは、幣制改革借款契約は優先引受権の対象となる範囲を厳密に定めておらず、それゆえこの条項により、「満州ニ於ケル各般ノ事業ハ清国並ニ四国団体ノ意向如何ニ依リ全然之ヲ彼等ノ手ニ独占スルヲ得セシムル」恐れがあったのである⁽⁵⁴⁾。小村は以上の認識を踏まえて「借款契約第十六条ノ規定ハ之ヲ修正シ以テ四国ノ独占権ヲ破ルノ方針」を示し、本野にロシア政府の意向を問い合わせるよう指示した⁽⁵⁵⁾。加えて四国借款団への加入について、小村は、日露両国が加入すれば、満州において他の 4 か国と同等の立場に立たされ、「満州ニ於ケル両国特種ノ地位ハ事実之ヲ破壊セラルルノ結果ヲ生スル」可能性があるとして、ロシア側から四国借款団加入の話が出た場合は再考を促すように本野に命じている⁽⁵⁶⁾。

6 月 4 日、ネラトフと会見した本野は、日本政府の上記のような方針を伝え、ロシア政府の意向を打診した⁽⁵⁷⁾。ロシア側の会見記録によれば、本野は幣制改革借款契約第 16 条が門戸開放原則に違反するもので、かつ日露の権益を直接脅かすものであると主張し、また仮にこの条項の修正が拒否されれば、幣制改革借款に政治的意図が隠されていることを暴露で

51 『日外』明治第 44 巻第 2 冊、334-335 頁。

52 副島「善後借款の成立」321 頁。

53 РГИА, ф. 560, оп. 45, д. 36, л. 124; 『日外』明治第 44 巻第 2 冊、356-357 頁。

54 同上、335 頁。

55 同上。

56 同上、336 頁。

57 同上、337-9 頁。

きるため、交渉材料としても活用できるだろうとの見通しを述べたという⁽⁵⁸⁾。また小村の訓令は第16条の修正要求が拒否された場合に日本がどのような対応をとるつもりなのかには言及していなかったが⁽⁵⁹⁾、本野は、仮にそうなった場合、「相当ノ方策」を講ずることになると信じる旨をネラトフに伝えたと報告している⁽⁶⁰⁾。ロシア側の会見記録では、本野のこの発言は、「日露仏銀行家による金融グループ結成を目指す」⁽⁶¹⁾という趣旨だと理解されており、日本政府の立場を実態よりも強硬なものにみせていた可能性がある。

本野とネラトフの会見と同日の6月4日、ココフツォフはストリピンに意見書を提出し、幣制改革借款及び四国借款団への対応を審議するための政府会合を開催するよう要請した⁽⁶²⁾。この意見書は、四国借款団加入に傾いていたストリピンやネラトフの見解に反論するもので、ココフツォフは、幣制改革借款で供与される資金の一部が満州に向けられることや満州の租税が担保とされていることを挙げて幣制改革借款の実現が望ましくないことを改めて確認したうえで、こうした動きを主導しているのはアメリカであり、幣制改革借款は満州中立化提案の延長上に存在する計画だと主張した。それゆえ、彼によれば、この借款は政治的目的をもったものであり、「ロシアと日本から両国が現在満州で有する地位を奪い、あわよくばノックスが計画した形での満州の完全な中立化の問題を再度提起できるかもしれないという期待が透けてみえる」ものなのである。さらにココフツォフによれば、四国借款団が幣制改革借款だけにとどまらず、今後、例えば清軍の近代化や鉄道建設を目的とした資金提供に乗り出す可能性も考慮に入れておくべきだった。以上を踏まえて彼は、幣制改革借款や四国借款団へのロシアの参加を否定し、フランス及び日本との協力のもと「借款団の完全な破壊とはいわないまでも、その本質的な改編」を目指すべきだと主張している。ココフツォフは、その「本質的な改編」の具体的方針として、日露仏を中心とする借款団を結成して英米独の借款団との間に協定を結び、前者は清北部、後者は清のその他の地方という形で金融的な勢力圏分割を行うことを提案していた。

ココフツォフの意見書は幣制改革借款契約第16条に関する日本政府の方針に言及していない。しかし、ココフツォフと本野が日露仏を中心とした新たな借款団を創設し、四国借款団に対抗すべきという点で意見が一致していたことや、本野がそれ以前から独断的動きを示していたことを考慮すれば、彼らが訓令執行のタイミングと意見書提出のタイミングを合わせた可能性を指摘しても、突飛な想像とはいえないのではないだろうか⁽⁶³⁾。少なくとも、ココフツォフがいずれかの時点で上述の意見書を本野にみせていたことは事実であり、そのフランス語訳及び邦訳が本野を通じて日本政府に送付されている⁽⁶⁴⁾。また本野は、ココフツォフの勧めに従って6月5日にストリピンと会見し、日本の方針について好意的な

58 РГИА, ф. 560, оп. 45, д. 36, л. 47–49.

59 『日外』明治第44巻第2冊、334–335頁参照。

60 同上、337頁。

61 РГИА, ф. 560, оп. 45, д. 36, л. 49.

62 以下、ココフツォフの意見書の内容は、МОЭИ, Серия 2. Т. 18. Ч. 1. С. 81–85.

63 本野自身は、6月4日朝にネラトフとの会見を行い、その日の午後に会見の様態をココフツォフに共有したと報告している。『日外』明治第44巻第2冊、338頁。

64 同上、362–367頁。

反応を得たと小村に報告しているが⁽⁶⁵⁾、この会見が7日に開催される特別審議会に向けた根回しの一環だった可能性は十分考えられよう。

いずれにせよ、ストリピン及びネラトフの2人とココフツォフの間に存在した相違は幣制改革借款や四国借款団に対する脅威認識をめぐるものではなく、ロシア政府が現実的にとり得る選択肢をめぐるものだったのであり、日本政府が方針を大きく転換した（ようにみえた）ことは、ロシア政府の方針に決定的な影響を与えることになった。6月7日の特別審議会では、「日本政府の見解は急激的に変化した」との理解が示されたうえで、「この借款に対する日本の表面的無関心により、我々は清の金融問題についての発言力を確保するためにそれ（四国借款団一筆者）に加入すべきでないかとの若干の疑念が生じ得たとすれば、現在日本政府が我々に、満州の需要に向けられた借款を独占しようという借款団の試みに対して共同で行動することを提案しているときに、この金融コンビネーションへの我々の加入は問題となり得ない」との立場が確認されたのである⁽⁶⁶⁾。特別審議会は、幣制改革借款がロシアの満州権益に投げかけている脅威に関してココフツォフの見方に同意しただけでなく、日露仏3国借款団を結成し、四国借款団あるいはフランスを除く英独米借款団との間で金融上の勢力圏分割を目指すという方針も支持した。そのうえで、「日本政府との間に行動計画を策定し、同政府と共同で、英仏独米銀行家シンジケートによる清朝政府への満州借款供与を排除するために必要な諸措置を実施する」ことが決定された。

こうして日露両政府は共同して事態にあたることになり、6月末から7月初めにかけて幣制改革借款第16条の修正または削除を求める旨を関係各国に伝えた⁽⁶⁷⁾。少なくとも日本政府にとって、日露の提携は門戸開放原則に配慮しつつ実現されるべきものだったが、幣制改革借款契約に第16条という門戸開放原則と矛盾しかねない条項が加えられたことで、この原則に違反することなく日露両国が協力可能な焦点が生まれたのである。もっとも、日本政府が目標として掲げたのはあくまで四国借款団の「独占権ヲ破ル」ことに限られており、ロシア政府が求めている満州からの四国借款団の排除とは異なっていた。ココフツォフによれば、「我々の目的は、すでに締結された契約から第16条を単に削除することではなく、清の事業に関する融資問題すべてに、我々の利益を直接侵害することに向けられた政治的計画を実現する可能性をあらゆる者から奪うような規定を付すことであるべき」なのであり、彼にとって第16条問題はそのような目的を達成するために利用される「口実 [предлог]」に過ぎなかった⁽⁶⁸⁾。この点についてネラトフとの間に見解の相違はなく、彼もアレクサンドル・イズヴォリスキー駐仏大使宛の電報において、同様の立場を説明している⁽⁶⁹⁾。それゆえ、もし四国借款団が日本政府の満足する形で修正を借款契約第16条に加える姿勢を直ちに示していれば、日露両国間の立場の違いが表面化することになっただろう。8月9日付の電報で本野が述べていた懸念はまさにその点にあったといえる。彼は、四国借款団内で第16条

65 同上、339-340頁。6月4日付の電報には、「大蔵大臣ヨリ総理大臣ニモ会見ノ上本問題ニ対シ話置ク方可然トノ内話」があったとされている。同上、339頁。

66 МОЭИ. Серия 2. Т. 18. Ч. 1. С. 94-97.

67 田村『支那外債史論』243-244頁；副島「善後借款の成立」321頁。

68 МОЭИ. Серия 2. Т. 18. Ч. 1. С. 255.

69 Там же. С. 294.

問題に関する検討が進んでいるとの情報を報告したうえで、ロシア政府内の雰囲気を経以下のように伝えている。

露国当局者ニ於テハ仮令四国借款第十六条ニ関シ稍々満足ノ回答ヲ得ルト假定スルモ将来ニ対シ更ニ十分予防策ヲ取ルノ必要アルヲ認メ居リ露国外務大臣代理並ニ大蔵大臣ヨリ再三本件ニ付右様ノ意味ノ話アリタリ右兩人ノ口氣ニ依リ察スルニ日本国ハ南滿州ニ於テハ左程外国ノ競争ヲ恐レサルニ付四国団体ノ行動ニ関シ余リ重キヲ措カス或ル場合ニ於テハ露国ヲ孤立セシムル様ノコトハナキヤトノ懸念ヲ抱キ居ル様思考セラル⁽⁷⁰⁾

そのうえで本野は、ココフツォフが「四国借款団ハ（日露一筆者）同盟ノ試金石ナリ」と述べていたとし、ロシア側に対日不信感が生じていると警告していた⁽⁷¹⁾。

幣制改革借款契約第 16 条に関する抗議の正当性自体は、関係各国にある程度まで受け入れられた⁽⁷²⁾。しかしながら、「同盟」維持の観点からは幸運なことに、四国借款団は第 16 条の修正要求に抵抗をみせた。8 月末から 9 月初めにかけて、イギリス政府を通じて日露両政府に対し、幣制改革借款契約自体を修正するのではなく、その第 16 条の効力を限定する宣言を提出するという解決案が伝えられた⁽⁷³⁾。ロシア政府はもちろん、日本政府も、宣言の内容が依然曖昧であることに加え、宣言の効力自体にも疑問の余地があるとして受け入れなかったのである⁽⁷⁴⁾。

ところで、ロシア政府が期待をかけていた、日露仏を中心とした新たな借款団の形成という構想に、日本政府が一貫して否定的だったことは先行研究ですでに指摘されている⁽⁷⁵⁾。しかし、これは日本政府として確定済みの立場というわけではなかった。6 月 14 日付の本野への電報において小村は、日本は債務国であり、英仏資本家の反感を買う行動はとることができないこと、また四国借款団への直接対抗策の成算は低いとみていることを含み置くよう伝えつつも、幣制改革借款契約第 16 条の修正が受け入れられなかった場合の措置については「今ヨリ的確ノ方針ヲ定ムル能ハサル」ため、そうなった場合は「更ニ露国政府トモ協議ノ上適当ノ措置ヲ講スル積」りであるとロシア政府に対して伝えるよう指示していた⁽⁷⁶⁾。7 月に入り、露亜銀行を中心としてロシアが組織中の借款団に日本も参加してはどうかと本野が改めて訴えたが⁽⁷⁷⁾、これに対しても小村は 18 日付の電報で、関係諸国が日露両政府の抗議を検討中であるように見受けられるため、「今暫ラク事件ノ進行ヲ見定ムルコト必要」とし⁽⁷⁸⁾、第 16 条に関する要求が拒否された場合の対応については明言していない。6 月末、休

70 『日外』明治第 44 巻第 2 冊、383 頁。

71 同上。

72 久保田『対中借款の政治経済史』71 頁。

73 『日外』明治第 44 巻第 2 冊、383-386 頁；МОЭИ, Серия 2. Т. 18. Ч. 1. С. 437-438.

74 『日外』明治第 44 巻第 2 冊、388-389 頁。

75 塚本『日本外交と対中国借款問題』21 頁；久保田『対中借款の政治経済史』69-71 頁；副島「善後借款の成立」321 頁。

76 『日外』明治第 44 巻第 2 冊、355-356 頁。

77 同上、377-379 頁。

78 同上、382 頁。

暇帰国を前にしたマレフスキー＝マレヴィチと会見を行った際にも小村は、幣制改革借款問題は対清借款をめぐるより大きな問題の一部であるという見方を示して日露両国が緊密に協力する必要を訴えたうえで、清朝政府が遠くない将来に財政破綻の危機に陥る可能性を踏まえ、日露両国が「既存の金融グループの活動に加入するか、または独自の借款を行うかして、清政府の事業への融資に参加する」必要があると訴えていた⁽⁷⁹⁾。小村が何を最も成算の高い方策とみていたかはともかく、日露両国が主導する形で独自に対清借款を行う可能性も選択肢としては排除していなかったのである。

実のところネラトフは、日本政府がこのような形で態度を曖昧にしていることはロシアにとって有利に働くとみていた。ココフツォフは、9月23日にベルリンで開催された四国借款団の会議で第16条の修正要求は受け入れられなかったようだとの情報をネラトフに共有していたが⁽⁸⁰⁾、これを踏まえてネラトフは、露亜銀行が主導する銀行団への参加をロシアから日本に要請するのではなく、反対に日本から参加を希望させることで、ロシアに有利な条件を突きつけることが可能だとみていたのである⁽⁸¹⁾。

ネラトフが依拠していた、幣制改革借款契約第16条の修正が困難であるとの見立ては主に露亜銀行が収集した情報に基づくもので⁽⁸²⁾、本野を通じて日本政府にも伝えられた⁽⁸³⁾。しかしながら、フランス政府からは異なる情報もたらされていた。10月20日、フランス外務省アジア部長は安達峰一郎駐仏臨時大使に、第16条の修正には「仏国政府ハ勿論関係各国政府及団体ニ於テモ何等異議ナシト信スル」もそれを積極的に提起しようという動きはないため、日露両政府が清朝政府に修正を申し入れ、清朝政府の側から要請する形をとれば、容易に解決するのではないかと述べた⁽⁸⁴⁾。事実、その後10月24日にフランス政府からロシア政府へ渡されたベルリン会議に関する報告書によれば、日露両国の圧力によるものであるか否かにかかわらず、清朝政府の側から借款契約第16条の修正が申し入れられた場合、四国借款団はこれに反対しないという決定が下されていたのである⁽⁸⁵⁾。仮にベルリン会議の様相が日露両政府に直ちに通知されていれば、両国の協力関係に対する一定の打撃となったかもしれない。しかし第16条問題に対する四国借款団側の対応は遅すぎた。ベルリン会議から1か月も経たないうちに辛亥革命が始まり、清朝政府への借款供与自体が問題外となってしまうのである。

79 МОЭИ. Серия 2. Т. 18. Ч. 1. С. 206–207. なお、小村はこの会見で対清借款を引き受けるためにも清朝政府の信頼を獲得する必要があると述べるなど従来の立場を繰り返している。

80 МОЭИ. Серия 2. Т. 18. Ч. 2. М., 1939. С. 156–159.

81 Там же. С. 159. Прим. 1.

82 Там же. С. 157–158.

83 『日外』明治第44巻第2冊、397–398頁。

84 同上、400–401頁。

85 МОЭИ. Серия 2. Т. 18. Ч. 2. С. 277–278. ここでもネラトフは、幣制改革借款契約第16条の修正だけでは不十分であるという立場を再確認している。なお、報告書の要点は駐露フランス代理大使から本野にも伝えられている。『日外』明治第44巻第2冊、411–412頁。本野はその内容をココフツォフから伝えられた内容と大同小異であると評しつつも、注意すべき点の1つとして、四国借款団が「日露両政府ノ意向ニ從ヒ同条（第16条—筆者）ヲ修正スルモ敢テ差支ナシ尚第十六条破棄又ハ其修正ヲ日露両国政府ヨリ清国政府ニ申込マシムル様致度旨決議ヲナシタリ」と報告している。同上。

以上のように辛亥革命以前の四国借款団に対抗する日露の協力は、借款契約第 16 条問題が持ち上がったことで、満州独占への反対を焦点に成立した。直接的には日露の満州権益の保護ではなく、満州の門戸開放の擁護が問題となったのである。それゆえこの協力は、四国借款団の満州進出という前年からの事態ではなく、四国借款団の満州独占という第 16 条によって生じた新しい事態に対するものであり、以前から存在した日露両政府間の隔たりの解消を意味しなかった。日本政府にとっての問題は、四国借款団による満州独占であり、幣制改革借款契約のそれ以外の条項については容認する用意があった。門戸開放原則に配慮し、日本の権益が直接脅かされない限り、四国借款団の満州での活動も容認し得るという従来の立場は維持されていたのである。これに対し、ロシア政府にとって第 16 条は、満州からの四国借款団排除を進めるための口実に過ぎなかったのである。

3. 幣制改革借款問題の後景化と改革借款問題の浮上

1911 年 10 月 10 日、辛亥革命が勃発し、これが対清借款問題にも影響を及ぼすことになった。清国情勢の先行きが不透明となるなか、四国借款団は 11 月 8 日、政治状況が改善するまで清朝政府との取引を延期するとの決定を下したのである⁽⁸⁶⁾。当然、幣制改革借款問題も後景に退くこととなった。

その後、1911 年末に南北停戦が成立し、さらに 1912 年 2 月 12 日の宣統帝退位に続いて袁世凱が臨時大總統の地位に就くと、四国借款団をめぐる状況は再度変化した。袁の手腕に中国情勢安定化への期待をよせるイギリス政府が対華借款に積極的な態度を示すようになったのである。2 月 23 日に中華民国臨時政府から四国借款団に対して革命軍の解散及び債務整理を目的とした借款が申し込まれると、イギリスはフランス、ドイツ及びアメリカに対して要請に応じるよう呼びかけた。その結果、2 月末には四国借款団と中華民国政府の間に将来締結される改革借款の第 1 回前貸しに関する契約が成立し、続けて 3 月初めには第 2 回前貸しも実施されることになる⁽⁸⁷⁾。平田康治によれば、イギリスの政策担当者の間には、改革借款によって北京政府、つまり袁による中国国内支配を強化しつつ、中国人のナショナリズムを爆発させない形で列強による国際財政管理を受け入れさせるという意図が共通認識として存在したという⁽⁸⁸⁾。実際、1912 年 3 月 23 日に、在露イギリス大使館からロシア外務省に提出された覚書でも、「無秩序化の動きに対抗する中国の事実上の政府の支配を強化する」ために、迅速な借款提供が必要であるとの認識が示されていた⁽⁸⁹⁾。辛亥革命を契機として四国借款団問題の焦点は幣制改革借款から改革借款へと移り、それゆえその性格も満州問題を主としたものから、袁政権支援や中国の財政管理といった対華政策・辛亥革命対応に関わる広い意味合いをも含むものへ変化したのである。

86 篠永『フランスの極東問題』28-29 頁；白井勝美「辛亥革命と日英関係」『国際政治』58 号、1978 年、34 頁；Lowe, *Great Britain and Japan*, pp. 61-62.

87 E. W. Edwards, *British Diplomacy and Finance in China, 1895-1914* (Oxford: Clarendon Press, 1987), p. 160; 副島「善後借款の成立」、323 頁、白井勝美『日本と中国：大正時代』原書房、1972 年、22 頁。

88 平田「イギリス対華政策と中国政治の相互作用」184-185 頁。

89 МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. М., 1939. С. 315.

対華借款問題が中国あるいは辛亥革命をめぐる列国協調という性格を帯びたこともあって、イギリス政府とフランス政府は日露両国の改革借款への参加を積極的に求めるようになる。こうして3月には四国借款団に参加する各国から日露両政府に対して協力が呼びかけられることとなった⁽⁹⁰⁾。

4. 改革借款共同参加の裏側

辛亥革命勃発の直前、1911年8月に日本では第二次西園寺公望内閣が成立し、その外務大臣には内田が就任した。辛亥革命勃発直後、内田は本野に対し、四国借款団問題については「差向キノ処我ニ於テハ暫ラク我態度ヲ確定セスシテ専ラ時局ノ趨向ニ注目シ形勢ノ見据略立ツニ至ルヲ俟テ徐ニ最後ノ決定ヲナス」⁽⁹¹⁾つもりであると説明していた。清国内の混乱を踏まえて、ひとまず様子見の姿勢をとったのである。

また西園寺内閣は、1911年10月24日に辛亥革命そのものへの基本的対処方針を定めたが、これは国際協調を維持しつつ、「満州問題ノ根本的解決ハ一ニ我ニ最モ有利ナル時期ノ到来ヲ待ツコトトシ今後特ニカヲ支那本部ニ扶植スル」としていた。「満州ニ関シテハ暫ラク現状ヲ維持シ」つつ、当面の勢力拡大の方向としてはむしろ「支那本部」を見据えていたのである⁽⁹²⁾。中国の政治情勢に関わる借款は、そのような態度を示していた西園寺内閣にとって国際協調のなかでの対華影響力確保という観点から無視できないものだったといえよう⁽⁹³⁾。イギリス政府は改革借款問題が本格化する前の1911年12月に四国借款団による清朝政府への財政援助の問題を提起していたが、政治的借款に対する西園寺内閣の基本方針はすでにこの時点で定まっていた。内田は、革命軍側に配慮する必要性を指摘しつつも、もし清朝政府に対する借款が実施されることになれば、「四国借款ニ関スル一般ノ問題ヲ離レ特ニ本借款ノ政治的性質ニ顧ミ之ニ参加スル」意向であることを山座円次郎駐英代理大使を通してイギリス政府に申し入れていたのである⁽⁹⁴⁾。四国借款団との間に抱える満州権益の問題を

90 Edwards, *British Diplomacy and Finance in China*, pp. 158-163.

91 『日外』明治第44巻第2冊、423頁。なお、この電報のなかで内田は、「我ニ於テ何レノ団体ト提携スヘキヤハ軽々之ヲ決定スルヲ得サル」としており、ロシアが主導する借款団との提携という選択肢も論理的には排除されていなかったようである。

92 外務省編『日本外交年表並主要文書（上）』原書房、1965年、356-357頁。臼井『日本と中国』4頁；千葉『旧外交の形成』231頁；由井正臣「辛亥革命と日本の対応」『歴史学研究』344号、1969年1月、1頁も参照。

93 副島「善後借款の成立」327頁；千葉『旧外交の形成』247-248頁；櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』岩波書店、2009年、46頁；久保田「辛亥革命と日本の外交」10-12頁；北岡伸一『日本陸軍と大陸政策 1906-1918年』新装版〔旧版1978年〕、東京大学出版会、2023年、30、96-97頁参照。

94 『日外』明治第44巻・第45巻別冊清国事変、日本国際連合協会、1961年、240-241頁。ただし、内田の訓令に基づいて行われた12月15日の会見で、エドワード・グレイ英外務大臣は、イギリス政府やアメリカ政府も清朝政府への借款供与には革命軍側の同意が必要であるとの立場をとっているとしつつ、革命軍側の同意を得られる見込みがないため、イギリス政府も強いて借款を行う意図はないことを伝えていた（『日外』明治第44巻・第45巻別冊清国事変、244頁）。結局12月19日に開かれた閣議では日英両国は革命軍の勢力下にある南方に利害関係を有しており、清朝政府に「金を貸すことに同意して革命党の感情を害するは極めて不得策に付英国と共同の方針を取りて貸金を不可能ならしむるを可とする」という原の見解が受け入れられたという（『原敬日記（3）』197-198頁、明治44年12月19日の条）。

回避する形で借款へ関与しようとしたといえるだろう⁽⁹⁵⁾。結局 1911 年末時点での財政援助は実現しなかったものの、四国借款団と対清・対華借款を区別し、政治的性格を持つ借款には参加するという方針はその後にも維持されていく。

他方、ロシア政府も日本政府と同様、四国借款団加入自体について否定的な態度を取り続けていた。12 月 12 日に本野と会見したココフツォフは、「四国団体ニ加入ノ事ハ断然不可ナリ」⁽⁹⁶⁾と述べている。12 月 14 日に外務大臣の職務に復帰していたサゾノフの見解も同様だった。12 月 27 日付のイズヴォリスキー宛ての書簡において彼は、四国借款団に加入しても、借款問題をめぐって日英仏と完全な共同歩調をとることができるという見込みはないことやアメリカがロシアに敵対的な政治的目的を追求していること、フランスを通じて提案されている加入条件ではロシアの発言力が限定されることなどを挙げて、四国借款団の解体または改編を目指すべきだとの立場を主張している⁽⁹⁷⁾。

しかし、清朝政府に対する財政支援の問題をめぐっては日露間にボタンの掛け違いが生じていた。12 月 14 日、サゾノフは、関係各国に駐在するロシア大使らに宛てて電報を送り、本野から四国借款団が清朝政府への財政支援を計画していることについて通報があり、ロシア政府の見解を尋ねられた旨を伝えている。この電報においてサゾノフは、通報を受けたネラトフを通じて本野へ、清に対する借款供与については「我々は従来どおり否定的な態度をとっている」⁽⁹⁸⁾ことを伝えたと述べていた。ところが、本野は 12 月 13 日付の電報で、ネラトフ及びココフツォフが「清国ノ借款ニ付テハ日露両国ハ是非トモ協議ニ加ハル権利ヲ留保」しておく必要があると主張し、フランス政府より具体的な通告があれば日本政府とも意見交換を行いたい旨を述べたと報告していたのである⁽⁹⁹⁾。これを受けて内田は本野に、「清国今回ノ借款ニ関シ帝国政府ニ於テモ参加問題ヲ考量スルニ躊躇セサルヘキ」とし、政治的性質の対清借款が成立した場合には、日本政府は四国借款団加入と区別しつつ、借款には参加する考えであることをロシア側に通知してもよいと返答した⁽¹⁰⁰⁾。その後の経過をみるに、このすれ違いが解消されないまま事態は進んでいったようである。

翌年に入り、四国借款団が改革借款の前貸し供与に動き出していた頃、ロシア政府は独自の活動を開始していた。1912 年 1 月、露亜銀行がベルギーやフランス、イギリスの諸銀行を糾合してベルギー借款団を形成し、2 月 20 日にはこの借款団が中華民国政府との間に 100 万ポンド借款の予備契約を締結、3 月 14 日には正式契約を成立させた⁽¹⁰¹⁾。ロシア政府は対外的には対清・対華問題に関する列国共同歩調を支持する態度をとっていたため、この借款団はベルギーの金融団体を窓口とする民間団体という名目で活動していたものの、実際にはロシア政府の指導下に置かれていた⁽¹⁰²⁾。

95 久保田『対中借款の政治経済史』95 頁；塚本『日本外交と対中国借款問題』25 頁。

96 『日外』明治第 44 巻・第 45 巻別冊清国事変、239 頁。

97 МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 1. С. 250.

98 Там же. С. 187.

99 『日外』明治第 44 巻・第 45 巻別冊清国事変、239 頁。

100 同上、243 頁。

101 副島「善後借款の成立」324 頁；Белов. Россия и Китай. С. 99.

102 篠永『フランスの極東問題』33 頁；Белов. Россия и Китай. С. 98.

もっとも、ベルギー借款団の活動方針については、サゾノフとココフツォフの間に見解の相違が存在した。サゾノフに宛てた3月4日付の書簡でココフツォフは、ベルギー借款団による対華借款は「国際借款団（四国借款団一筆者）との交渉のための有利な基盤を確保する」ためのものだという見方をとり、ベルギー借款団が対華交渉を行うのと並行して、ロシア政府も四国借款団への外交上の対抗措置を進めるべきだと訴えていた⁽¹⁰³⁾。さらに、ココフツォフは、ロシアが四国借款団に加入するという形式をとるのではなく、ベルギー借款団を四国借款団の対抗団体として活動させつつ、四国借款団との合併交渉を行うことで、金融的勢力圏分割に持ち込むことが可能だという露亜銀行の計画をサゾノフに伝え、これに同調している。一言でいえば、辛亥革命勃発以前の見解を維持していたのである。

これに対してサゾノフはベルギー借款団が民間団体という建前のもと中華民国政府と借款交渉を進めることには反対していなかったものの⁽¹⁰⁴⁾、その活動にロシア政府として外交上の支援を与えたり、大規模借款を実施したりすることには消極的だった。ココフツォフがベルギー借款団を四国借款団への対抗策という従来どおりの枠組みで捉えていたとすれば、サゾノフは事態が袁政権との関係という問題に発展しているという点も見逃してはいなかった。そのサゾノフにとって、中国政府の弱体化はロシアの権益擁護という観点から望ましい状況だった。彼は1912年1月23日付の上奏文で次のように主張している。

彼の政権は、清国人の全体的かつ全面的な支持を期待できず、内乱鎮定のために何よりも資金、つまり外債を必要とするであろうから、その政権の立場の堅固さは、彼に対する列国の態度に大きく左右されるであろう。したがって、袁世凱は該（列国の権益の一筆者）保障に関する要求に多かれ少なかれ応えることになるだろう⁽¹⁰⁵⁾。

そのような前提に立てば、中華民国政府への大規模借款の実施は「借款締結の困難という（中華民国一筆者）未承認による彼らにとって最も重要な不便さ」をわざわざ取り除くこと、つまり権益承認を迫るための手段を放棄することを意味するため、避けるべきだったのである⁽¹⁰⁶⁾。また、サゾノフの理解では、中華民国政府は四国借款団とベルギー借款団の競争を利用することで利益を引き出そうとしており、イギリス政府は、おそらくそのことを踏まえて、四国借款団が日露両国を排除する形で中華民国政府との借款締結に踏み出さないよう、四国借款団を抑制する態度をみせていた。彼は四国借款団への加入については依然消極的だったものの、このような状況は「中国人による外国での貸付獲得を今後困難にさせるための武器」であった。ロシアにとって事態は有利に動いていたのである。しかし、もしベルギー借款団が中華民国政府と抜け駆け的に借款契約を締結し、四国借款団との対立を激化させるようなことをすれば、イギリス政府も現在の自制的態度を捨て、四国借款団に外交上の支持を与える可能性がある。そして、そうなれば、「2つの借款団のさらなる競争となり、両借

103 МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 231-233.

104 См., там же. С. 101-102, 149, 167.

105 Китайская революция 1911 года // Красный архив. 1926. № 18. С. 88-90. この上奏文でサゾノフは、日本と共同で袁世凱政権に外交的圧力を加え、満州に関する要求をのませることを主張し、ニコライ二世の同意を得た。См., Белов. Россия и Китай. С. 50-51.

106 以下のサゾノフの議論は、МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 209-211.

款団は自身の要求を更に下げ続け、それによって中国における列国の政治的地位を毀損する」結果がもたらされる恐れがあった。彼はミハイル・シェキン駐華代理公使の見解を引用する形でベルギー借款団の借款計画が成功する可能性自体にも疑問を呈しつつ、ココフツォフに対して次のように主張している。

一方、政治的見地よりすれば、我々は中国北部地域における我々の特殊権益の承認を袁世凱政権から受け取らなければならず、この政権を強化することは我々の利益たり得ない。財政難という袁政権にとって困難な時に我々が彼に示し得る支援の政治的意義について幻想を抱くべきではない。我々はそれで彼の好意を獲得するわけではなく、中国における我々の課題の解決を導くわけでもない。その課題という観点からすれば、袁世凱に対し、我々の要求は考慮されなければならず、我々は彼にとって危険となり得るということを悟らせる方が我々にとって比べものにならないほど重要である。

サゾノフは、四国借款団への単純な対抗よりも、対華借款をめぐる複雑な情勢を利用してその実現を遅らせ、中華民国政府の交渉上の立場を弱体化させることを優先していたのである。実際、中華民国政府に対する第2回前貸しが実施されると、サゾノフはイギリス大使及びフランス代理大使に対して、中華民国承認問題が解決しておらず、またロシアが正式な同意を与えていないなかで四国借款団が対華借款を開始したことを批判し、もし供与された資金が中国軍の軍備強化に使われた場合にロシアが対外政策の重心を東アジアに移す可能性や中国に対して単独で軍事行動を実施する可能性をちらつかせて脅していた⁽¹⁰⁷⁾。

サゾノフとココフツォフが以上のようなやり取りを続けているなかで改革借款の前貸しが実現すると、日本政府は従来の方針どおり、「四国団体加入問題トハ固ヨリ別事」として改革借款本体に参加することを決定しつつ、ロシア政府に共同歩調をとるよう要請した⁽¹⁰⁸⁾。3月7日に本野に送られた電報によれば、日本政府の目的は、「契約当事者トシテ他国団体同様一切ノ権利ヲ獲得」することにあつた⁽¹⁰⁹⁾。

またこれと並行して日本政府は、四国借款団自体への加入に関してロシア政府と調整を進めることも決定した。3月4日、内田は、「支那ノ時局モ追々推移シ今後借款問題ハ甚タ重要ナル事項トナルヘキコト明瞭」であるため、日露「両国力從來満蒙ニ於テ獲得シタル特殊権益ハ之ヲ除外スルハ勿論其他満蒙ニ関スル事項ハ凡テ先ツ日露両国ノ同意ヲ求ムルヲ要スル」との条件を付けたうえで四国借款団に加入すべきだとの見解を示し、本野に対して、改革借款とは別の問題としてロシア政府と意見交換を開始するよう指示している⁽¹¹⁰⁾。

107 МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 294–295. サゾノフはアレクサンドル・ベンケンドルフ駐英大使とイズヴォリスキーに対し、ロシアの関心が東アジアに向くことが三国協定の利益となるか否かという点に英仏両政府の注意を促すよう指示しており、中国軍に対する真剣な懸念を表明したもののいうよりは、英仏に対する脅しという意味合いが強かったと解釈できる。サゾノフによれば、英仏両政府に対して「これ以上中国におけるロシアの利益を無視することの危険性」を伝えることを意図したものであったのである。там же. С. 312.

108 『日外』明治第45巻第2冊、日本国際連合協会、1963年、247頁。

109 『日外』明治第44巻・第45巻別冊清国事変、254頁。

110 『日外』明治第45巻第2冊、243–244頁。内田によれば、仮に四国借款団が満州及びモンゴルに関する要求を受け入れれば、幣制改革借款契約第16条問題は実際上日露両国の希望どおりに解決されることとなる。

結果として四国借款団加入問題は後述する六国借款団加入問題に吸収される形で立ち消えるものの、「四国借款団加入」と「改革借款参加」を別問題ととらえつつ、それぞれについての協議を同時並行で進めるというやり方は、ロシア政府との間に重大な誤解を生じさせることになる。実のところ、「改革借款参加」と「四国借款団加入」を区別する日本政府の意図はロシア政府には十分伝わっておらず、ロシア側では、喫緊の課題となっていた「改革借款の前貸しへの参加」と将来問題となるであろう「改革借款本体参加（＝四国借款団加入）」を区別しているというのが日本政府の立場だと理解されていたのである。それゆえ日本の参加要請も「改革借款の前貸し」に関するものに過ぎず、日本側がロシア側に内示した「四国借款団加入（≠改革借款本体参加）」の際は満蒙権益の扱いに関して条件を提示するとの方針は、「改革借款本体参加」に条件を付けるという趣旨だと誤解されていた⁽¹¹¹⁾。

日本政府の要請（についての誤解）に基づき、サゾノフは3月7日にココフツォフに書簡を送っているが、政治借款参加に対する日本の積極姿勢自体がそもそも伝わっていなかったようで、彼は、日本政府が「同盟国イギリスが日本に加えている圧力」によって改革借款前貸しへの参加に傾いているようだと説明していた⁽¹¹²⁾。そのうえでサゾノフは「政治的観点からすれば、袁世凱政権への前貸し供与に我々が参加する必要は認めない」としつつも、「我々の参加拒否は日本がそれへの参加に同意することを抑制しないであろうし、それによって我々の露亜銀行が中国への資金供与の動きをめぐって孤立するであろうことを踏まえて、私は、露亜銀行の前貸しへの参加がいくつかの有利な結果をもたらすかもしれないという考えに傾いている」とし、ココフツォフも基本方針としてはこれに同意した⁽¹¹³⁾。

3月13日にロシア政府が今後の対華借款に関する態度を拘束されるものではないという条件を付して改革借款の前貸しに参加する意向を示したことはすでに先行研究で言及されている⁽¹¹⁴⁾。これは改革借款本体に参加するという日本政府の実際の方針と異なっていたが、ここまで述べてきたようなロシア側の（誤解に基づく）理解からすれば、日本政府との共同歩調のはずだった。3月14日、サゾノフは、関係各国に駐在するロシア大使に向けて、改革借款の前貸しに参加するとの決定を伝えつつ、日本政府の態度を次のように説明している。

同様に中国に供与される前貸しへの参加を要請された日本政府は、我々に対し、この要請を受け入れる意向であり、ロシアも参加することを望む旨を通知してきた。これに際し、日本政府は、我々と同様、この前貸しを対華借款全体とは独立した政治的性格を有する資金供与活動であるとみなしており、四国借款団に加入する（＝改革借款本体に参加する一筆者）際には、満州における自身の特殊権益に対する借款団の有害な活動からそれを保護するつもりである⁽¹¹⁵⁾。

111 誤解の内容については、後に本野がロシア外務省側に確認したうえで内田に報告している。『日外』明治第45巻第2冊、333-334頁。以下、混乱を避けるため、引用文中以外では改革借款本体への参加と四国借款団加入を区別する日本側の理解に従って記述する。

112 МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 240-241.

113 Там же. С. 241. Прим. 3.

114 副島「善後借款の成立」328頁；塚本『日本外交と対中国借款問題』25-26頁；МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 258-260.

115 Там же. С. 270.

この時点で日本政府はまだ改革借款への態度を公表していなかったものの、サゾノフが日本政府もロシア政府と同様に前貸しについてのみ参加を発表するものだと考えていたことはここから明らかだろう。彼は3月15日付のココフツォフ宛ての書簡でも、「それが可能である限り、日本政府と共同して行動する」⁽¹¹⁶⁾方針であると述べていた。

本野は3月13日付の内田宛の電報において、ロシア政府が参加に同意したのは改革借款の前貸しのみであり、改革借款本体への参加ではないことに注意を促したうえで、ロシア側との誤解を避けるため、日本政府がどちらに参加するつもりなのか立場を明確にするよう要請していた⁽¹¹⁷⁾。しかし、日本政府内では、本野の指摘の重要性は理解されなかったようである。ロシア政府が前貸しへの参加を発表したことを受けて内田は3月17日、「支那借款ニ対シテハ露国ニ於テ愈々参加ノコトニ決タル趣ニ付」、日本政府は改革借款本体参加を確定した旨をロシア政府に通知するよう本野に指示した⁽¹¹⁸⁾。そして翌日の3月18日には改革借款が日本の南満州権益を脅かすものではないことを「期待する[expect]」旨を宣言しつつ、改革借款本体に参加することを関係各国に通知したのである⁽¹¹⁹⁾。

ロシア政府の認識からすれば、日本政府は自ら共同歩調を申し込んでおきながら、ロシア政府との協議もないまま、改革借款本体（ロシアからみれば四国借款団）への参加を表明したことになる。サゾノフは本野に対し、日本政府が日露の共同歩調を乱したとして不満を述べ⁽¹²⁰⁾、さらにアルカディー・プロネフスキー駐日代理大使に宛てた3月20日付の電報では、日本政府の行動を非難しつつ、内田に対して「彼が現在、我々の共同行動の問題について、いかなる方針をとろうとしているのか」説明を求めるよう指示した⁽¹²¹⁾。

日露間に誤解が生じた直接的原因を挙げるとすれば、それは意思疎通の不十分ということになるだろうが、その根底にあったのは政治借款に対する根本的姿勢の違いだったといえるだろう。2月8日付の電報において伊集院は、近く樹立されるであろう中国新政府の急務は財政整理であるが、そのためには大規模借款が必要であり、そのような借款が実現する場合、中国の財政が列国の共同監督下に置かれることは明らかであるから日本も国際協調的態度をとってこれに参加しなければならないと訴えていた⁽¹²²⁾。2月末に四国借款団と袁政権の間に改革借款の前貸し契約が成立すると、内田は政治的性質の借款には参加するという従来の方針を改めて示し、伊集院に対応を指示している⁽¹²³⁾。また、3月5日にも詳細判明次第参加を「急速決定」するはずであるとも述べていた⁽¹²⁴⁾。3月10日にはロシア政府が改革借款への態度決定に手間取っていることを踏まえて、日露はな

116 Там же. С. 282. サゾノフは本野に対して前貸しへの参加決定を伝える際にも、「政事借款加入ノ義ハ露国ニ於テ余リ好マサル所ナルモ清国問題ニ付歩調ヲ一ニシ来レル日本政府ニ於テ右加入ヲ希望セラルルニ依リ」、日本に同調すると説明している。『日外』明治第45巻第2冊、264-266頁。

117 同上、264-266頁。

118 同上、275頁。

119 同上、277-279頁。後にこの留保はモンゴルにも拡大されている。同上、352-354頁。

120 同上、290-291頁。

121 МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 301.

122 『日外』明治第45巻第2冊、237頁。

123 同上、241-242頁。

124 同上、247頁。

るべく速やかに参加表明を行うべきであると主張し、ロシア政府の決定を督促するよう本野に指示している⁽¹²⁵⁾。日本政府は列国による対華借款の動きに取り残されるのではないかという懸念を抱いていたのである。改革借款の実現を望んでいないサゾノフがそのような懸念を共有していなかったことはいうまでもない。本野によれば、彼は、「支那借款問題ハ日露両国ヲ除外シテハ到底纏マラサルモノナルニ付徐ロニ借款ノ目的条件ヲ研究シテ事ヲ決定スルモ時機ヲ失スル虞ナカルヘク又日露両国ノ他国ト交渉ヲ継続シツツアル間ニ隨時必要ノ条件ヲ提出スルコトトセハ日露ノ地位ヲ鞏固ナラヌルヲ得テ甚タ得策ナルヘシ」⁽¹²⁶⁾と主張していた。サゾノフからすれば、結局改革借款本体に参加することになるにせよ、なるべく消極的な態度をみせ、適宜要求を突きつけていった方が交渉上強い立場に立てるはずだったのである。

プロネフスキーは3月23日付及び24日付の電報で、日本政府は改革借款本体とその前貸しを区別していないこと、「日本は政治的借款について、当初からそれへの参加が必要であり、関与を避けるよりも、参加によって自国の利益擁護のためにより良い条件に置かれることになる」と考えている」こと、この点についてロシアも同様の立場にあると日本政府がみなしていること、また日本政府は四国借款団加入については満州やモンゴルに関する条件を付けるつもりであり、その問題をめぐってはあくまでロシア政府と共同行動をとるつもりであることなどが内田から説明されたとしている⁽¹²⁷⁾。また内田もプロネフスキーとの会見を踏まえて同じく3月23日に本野に対して、日露間に誤解が生じていたようだと言書送っており⁽¹²⁸⁾、本野が24日にサゾノフへ説明を行っているため⁽¹²⁹⁾、3月末までには誤解は一応解消されていたとみてよいだろう。しかしロシア政府が従来消極的だった改革借款本体への参加問題をめぐり、予期しない形で孤立に追い込まれたことに違いはなかった。

ココフツォフは3月20日に本野と会見を行い、日本政府がロシア政府に「既成事実 [совершившийся факт]」を突きつけたことに不満を表したうえで、満州等の権益保護についての条件を関係各国が受け入れない限り、ロシアは改革借款本体には参加せず、単独行動をとる可能性がある」と述べた⁽¹³⁰⁾。本野はココフツォフの発言を真剣に捉え、内田に対して、ロシアとの共同歩調の崩壊が今後の日露関係に重大な影響を与え得ることを考慮すべきであり、日本政府も方針を修正して改革借款本体への参加に条件を付してはどうかと進言している⁽¹³¹⁾。しかし、内田は、日露両国が改革借款本体への参加条件を提示すれば、四国借款団側がこれを理由に日露排除に向かい、結果として中国の財政監督権が四国借款団に握られる恐れがあるとして本野の進言を否定した⁽¹³²⁾。もっともココフツォフにしても、ロシアの単独行動にそれほど成功の望みがあるとは考えていなかったようで、本野との会見の内容をサゾノフに報告する書簡では、ロシアの関心がヨーロッパから東アジアに向かう可能性

125 同上、260頁。

126 同上、290-291頁。

127 МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 316, 318-319.

128 『日外』明治第45巻第2冊、295-297頁。

129 同上、297-299頁。

130 МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 308-311.

131 『日外』明治第45巻第2冊、291-294頁。

132 同上、295-297頁。

をフランス政府にちらつかせてロシアへの支援を明確に約束させようとして改革借款本体に参加してはどうかと述べている⁽¹³³⁾。いずれにせよ、ココフツォフが強硬姿勢をとっていたことに変わりはなく、3月末から4月初めには、ベルギー借款団に公的支援を与えることで四国借款団に打撃を与え、交渉を有利に進めることができるのではないかとの見解を繰り返しサゾノフに主張していた⁽¹³⁴⁾。またココフツォフは、北満州、モンゴル及び新疆を対象とした借款についてロシアに拒否権を与えよとの条件を、改革借款本体だけでなく、前貸しについても参加同意の前提として要求すべきだとも唱えている⁽¹³⁵⁾。

しかし、サゾノフは自身の立場を日本政府のそれに接近させていた。彼は本野から日本の改革借款本体参加の決定を伝えられた際、日本が参加する以上はロシアも参加せざるを得ないだろうと述べており⁽¹³⁶⁾、ココフツォフに対しても、イギリス政府が改革借款本体の契約内容は今後の交渉の対象であると説明していること、さらに日本がすでに参加を決定していることを踏まえて、参加交渉を進めるべきだと主張した⁽¹³⁷⁾。また彼は、改革借款供与に関連して中国財政の国際管理が実現する可能性が高い以上、ロシアがこれに参加する必要があることも認識していた⁽¹³⁸⁾。ベルギー借款団に対するサゾノフの姿勢にも変化はなかった。彼によれば、改革借款本体への参加交渉においてロシアが目指すべき主な目的は2つで、1つはもちろん中国北部におけるロシア権益の擁護であるが、もう1つは四国借款団とベルギー借款団の競争が激化し、中国の交渉上の地位が向上するような事態を避けることだった⁽¹³⁹⁾。そうした観点からすれば、ベルギー借款団の交渉上の圧力としての価値は依然認めるにせよ、ココフツォフが主張するような公的支援の提供はあくまでも避けるべきだったのである⁽¹⁴⁰⁾。さらに、参加に同意する条件として北満州、モンゴル及び新疆を対象とした借款への拒否権を要求すべきという主張についても、ロシアの参加を不可能にし、四国借款団とベルギー借款団の競争を激化させて中国に有利に働く恐れがあることなどを挙げて退け、単に中国北部におけるロシア権益が侵害されることはないという理解の上での参加であることを宣言するだけにとどめるべきだとしていた⁽¹⁴¹⁾。

結局、4月6日に至り、ロシア政府は「改革借款の諸条件は北満州、モンゴル及び中国西部におけるロシアの特別な権利及び利益に害を及ぼす性質のものを一切含むべきではないということを直ちに明言する必要があると信じる」旨、さらに「該借款の条件は諸金融団体によって、彼等が代表する国家の政府の同意を得つつ策定されるべきである」旨を付

133 МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 308–311. ココフツォフのこの勧めは正確には四国借款団加入についてのものであるが、先述のとおり、この時点においてロシア政府内では四国借款団加入＝改革借款本体参加と捉えられていた。

134 Там же. С. 319, 372–373.

135 Там же. С. 329. Прим. 1.

136 『日外』明治第45巻第2冊、290–291頁。

137 МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 328–329.

138 Там же. С. 368–370.

139 Там же. С. 323.

140 Там же.

141 Там же. С. 368–370.

しつつ、改革借款本体への参加を表明する覚書を関係各国に提出した⁽¹⁴²⁾。サゾノフが本野に説明しているようにロシア政府は上記留保を単に宣言しただけであり、関係各国の正式な承認を求めたわけではなかったものの⁽¹⁴³⁾、覚書を提出する際にフランス政府及びイギリス政府に対しては、ロシアの参加は改革借款本体の条件をめぐる交渉において英仏両政府の支援を期待できるとの理解に基づくものであることを通告している⁽¹⁴⁴⁾。ロシアは改革借款に対し、結局は日本政府の方針に追従する形をとったのである⁽¹⁴⁵⁾。

改革借款本体への参加同意を本野に伝える際、サゾノフは「支那問題」について、日露両政府とも両国間で必ず事前協議を行ったうえでなければいかなる決定も下さないようにしたい、との要望を述べた⁽¹⁴⁶⁾。これに対して内田は本野宛の電報で次のように反応している。

帝国政府ニ於テ出来得ル限リ之ニ応シタキ考ナルモ帝国ハ滿蒙ノ外中部及南部支那地方ニ於テモ又重大ナル利害関係ヲ有スルヲ以テ万事ヲ挙ケテ露国政府ト協議ヲ遂ケ且同意ヲ得ルニアラサレハ支那ニ関シ何等ノ措置ヲモ執ルコト能ハサルカ如キ次第ト相成テハ帝国政府ノ立場頗ル困難トナルベシ⁽¹⁴⁷⁾

142 Там же. С. 378–379.

143 『日外』明治第45巻第2冊、314–315頁。

144 МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 379, 380.

145 4月6日付のロシアの覚書の解釈に関して、日露間の態度の違いを強調する先行研究もある。例えばエウゲニー・ペロフは、ロシア政府が中国北部における日露権益を脅かさない旨の明確な声明を英仏独米に求めたのに対して、日本は留保を付けるだけで満足したと主張し、日露両政府の態度は本質的に異なっていたとしている。Белов. Россия и Китай. С. 103. 日本でも塚本は、ロシアが当初前貸しにのみ参加する姿勢を示していたことやココフツォフの強硬姿勢、さらに改革借款本体参加の表明後の4月12日に、権益が侵害されないという保証が与えられない限り四国借款団に加入しない旨を日本政府に通知していたことなどを挙げ、ロシアは日本と異なり強硬姿勢をとっていたと主張しており、4月6日付の覚書についてもロシアの「参加条件」を提示したものと解釈しているようである。塚本『日本外交と対中国借款問題』25–28頁。これらの議論については、日露間に改革借款本体と四国借款団の区別に関する誤解が生じていたことを踏まえないまま、両国の態度を分析しているという根本的な問題点を指摘できる。また、留保にとどめるのか、参加条件を付すのかで日露両国の態度が異なっていたという見方についていえば、ペロフはロシアの4月6日付の覚書が「留保 [réserve]」という文言を使用していることやサゾノフがココフツォフに覚書の意図を説明するなかで同じく「留保 [оговорки]」と述べていることを無視しているように思われる。МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 378–379, С. 385. 日本政府も改革借款本体参加に際して満蒙権益に関する留保を付けていたのであり、この点で日露間に本質的な差があったとはいえないだろう。さらにロシアが当初前貸しにのみ参加する姿勢を示したのは、誤解に基づいた行動だった。ココフツォフの強硬姿勢がロシア政府としての実際の方針に全面的に反映されているわけではないことも本節の議論から分かるとおりである。さらに4月12日の通知についていえば、権益が侵害されないという保証が得られない限り四国借款団に加入しないとの方針は、日本がロシアに提案したものであり、本野の説明によれば、この通知は四国借款団加入と改革借款本体参加の区別をめぐる誤解が生じていたことを受けて態度明確化のために提出されたものに過ぎない。『日外』明治第45巻第2冊、333–334頁。最後に塚本は、ロシアの改革借款本体参加に関する覚書中の“En consentant à ladite participation”という文言を「借款への参加条件」と訳しているように見受けられるが、「当該参加に同意しつつ」とする方がより正確だろう。МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 378–379.

146 『日外』明治第45巻第2冊、314–315頁。

147 同上、315–316頁。

改革借款問題は袁政権支援という意味を持った政治問題であり、これを主に満州・モンゴル権益との関連で捉えるロシア側と「中部及南部支那地方」での勢力拡大も念頭に置く日本側が一致するにはどちらか、あるいは双方が根本的姿勢を変化させるほかなかった。結果として日露両国による改革借款への共同参加が実現したのは、ロシア政府が予期しない形で孤立に追い込まれ、改革借款と権益の確保を連関させる方針を断念したからであった。

5. 六国借款団規約交渉における協力

ロシアが改革借款への参加を表明すると、改革借款を供与するための六国借款団の結成が次の問題となった。日露両政府はあくまで改革借款に参加するのであり、四国借款団に加入するのではないとの立場をとっていたため、六国借款団の規約を新たに定める必要があったのである⁽¹⁴⁸⁾。日露両政府とも、改革借款参加を表明した際の留保を踏まえ、六国借款団の規約交渉を通じた満州及びモンゴル等での権益保護を目指しており、派遣する代表団への訓令内容を相互共有するなど、交渉に向けた協力を進めていた⁽¹⁴⁹⁾。

ただし六国借款団規約交渉をめぐっても、満州やモンゴルの権益と無関係な問題では日露の共同歩調が乱れる場面があった。5月15日にロンドンで開催された最初の規約会議において中心的な争点の1つとなったのは、改革借款のロシア引受高の一部を六国借款団に加入していない銀行に発行させることを許可するか否かという問題だった。ロシアはベルギー借款団の実質的な主導国であるため、ベルギー借款団内のベルギーやイギリス、フランスの六国借款団未加入銀行の利益も考慮しなければならない立場にあり、改革借款の引受高の一部をそれら銀行に融通することを望んでいたのである。ロシアのこの要求に対しては、イギリスの香港上海銀行をはじめとして四国借款団側から強い反対が示されており、規約交渉中にロシア代表団が議場から退出する事態も発生していた⁽¹⁵⁰⁾。ロシア政府の態度も強硬で、サゾノフは5月18日、ベンケンドルフとイズヴォリスキーに対し、ロシア側の主張が受け入れられない場合、六国借款団に加入しない可能性があることを英仏政府に伝えるよう指示している⁽¹⁵¹⁾。

六国借款団に加入していない銀行を通じた発行の許可を要求することについては、事前にロシア政府から日本政府に対しても説明及び協力要請が行われていた⁽¹⁵²⁾。内田も当初、本野に対し、可能な限り、ロシア側と歩調を合わせるつもりであると述べていた⁽¹⁵³⁾。しかし、5月15日の会議でロシア代表団がこの問題をめぐって強硬な言動をみせると、加藤高明駐英大使は、ロシア側には本当のところ六国借款団に加盟するつもりがないのではないかと

148 この点について日本政府の立場は『日外』明治第45巻第2冊335頁参照。誤解解消後、ロシア政府も日本政府の方針に同調している。同上、336-337頁。

149 『日外』明治第45巻第2冊、336-337、345-346頁。特に塚本は、四国借款団と六国借款団の断絶の意義を強調している。塚本『日本外交と対中国借款問題』第1章、第2章。

150 МОЭИ. Серия 2. Т. 20. Ч. 1. М., 1939. С. 8-9.

151 Там же. С. 17.

152 『日外』明治第45巻第2冊、355-356頁。

153 同上、366頁。

の印象を受け、「露国ト協同ノ儀ハ到底覚束ナキ」との見解を内田に報告している⁽¹⁵⁴⁾。こうした事態を受けて内田もマレフスキー＝マレヴィチとの会見の際、六国借款団未加入の銀行との協力を必要としない日本の立場とロシアのそれが相違していることを仄めかした⁽¹⁵⁵⁾。さらに内田は5月22日付の本野宛の電報で、日本側の要望が概ね受け入れられた場合にはロシア側の加入交渉妥結を待たずに単独で正式加入する方針であるとし、ロシア政府にはその点を秘しつつ、妥協の必要を説くよう指示していたのである⁽¹⁵⁶⁾。日本政府には、この問題についてロシア政府と最後まで歩調を合わせるつもりはなかったといえよう。最終的にロシア政府は、香港上海銀行の強い反対を受けて要求を取り下げることになる⁽¹⁵⁷⁾。

ベルギー借款団に加入している各国銀行の利益は、満州及びモンゴル権益とは直接的関わりのない問題であるため、この点をめぐって足並みのみだれが生じたことは不思議ではないし、日露の提携関係という観点からからは二次的な問題だったともいえるだろう。より本質的な満州やモンゴルの権益をめぐる問題については、少なくとも六国借款団規約交渉の文脈では概ね提携が維持されていた。

そのような提携の実例の1つとして、内モンゴルにおける日本の地位に関する問題が挙げられる。前節でみたとおり、改革借款参加に際しての留保の対象として日本政府は当初、南満州だけを挙げていたが、ロシア政府はこれとは異なり、北満州だけでなく、モンゴル及び中国西部も挙げていた。第三次日露協約交渉を通じて内モンゴルへの勢力範囲拡大に乗り出していた日本政府は、そうしたロシア政府の動きに便乗する形で態度を修正し、内モンゴルも留保の対象にするよう求めたのである⁽¹⁵⁸⁾。このような日本政府の主張変更を受け、ドイツ政府は駐露大使を通じてネラトフに、日本政府がモンゴルに特殊権益を有している事実は承知していないとの立場を伝えたが、ネラトフは日本政府の立場をドイツ側に説明し、日本側への情報共有も行っていた⁽¹⁵⁹⁾。

規約会議の場でも満州及びモンゴル等の特殊権益をめぐる日露の共同歩調は概ね維持されている。六国借款団規約交渉にあたって、日露両政府は当初、改革借款によって提供される資金が満州及びモンゴル（ロシア側は、加えて新疆）に対して一切使用されない旨の規定を設けることを目指していた⁽¹⁶⁰⁾。しかし、この要求は四国借款団側から強い反対を受けたため⁽¹⁶¹⁾、両国は方針を修正し、同様の趣旨を議事録中に記載するだけで満足するとの姿勢を

154 同上、376-379頁。吉村はこの電報を満蒙権益の擁護をめぐる日露協調に困難が生じていたという文脈で引用しているが（吉村『日本とロシア』43-44頁）、本節で明らかにしたとおり、満蒙権益の問題とは直接的には関係のない問題についての電報である。なお実際のところ、ロンドンの日露大使館がどの程度緊密な協力関係を結ぶことができていたかについては疑問の余地がある。加藤がロシア側の交渉態度について苦情を述べていたのと同様、ベンケンドルフもサゾノフ宛の電報で加藤の態度に触れつつ、日本政府は改革借款を成立させる気がないのではないかという疑念を述べていた。МОЭИ. Серия 2. Т. 20. Ч. 1. С. 165-166.

155 МОЭИ. Серия 2. Т. 20. Ч. 1. С. 75-76.

156 『日外』明治第45巻第2冊、384-385頁。

157 Григорьевич. Дальневосточная политика. С. 349; МОЭИ. Серия 2. Т. 20. Ч. 1. С. 157.

158 久保田「辛亥革命と日本の外交」12-13頁。

159 МОЭИ. Серия 2. Т. 19. Ч. 2. С. 514-515; 『日外』明治第45巻第2冊、367頁。

160 Белов. Россия и Китай. С. 106; 『日外』明治第45巻第2冊、326-327頁。

161 同上、376-377頁。

示した⁽¹⁶²⁾。ところがこの要求も抵抗にあったために交渉は難航する。日本政府は、上記交渉の最中に四国借款団側から、銀行団は政治問題を議論する立場にないという見解が示されたことを幸いに、満州及びモンゴル等における権益についての日露両国の留保の宣言と銀行団体は政治問題について見解を述べる立場にない旨の宣言を議事録に併記する形で決着を図ろうとした⁽¹⁶³⁾。他方、より実質的な権益擁護の手段を求めるサゾノフは、むしろ満州やモンゴル等への直接的な言及を断念する代わりに、六国借款団による借款供与は全体一致が得られた場合にのみ実施するとの規定を加えて、自国にとって不都合な借款に対する拒否権を確保すべきだと考えており、日本政府の妥協案には否定的だった⁽¹⁶⁴⁾。ところが、南満州及び内モンゴルにおける日本の地位を対外的に承認させることを目指している内田にしてみれば、満州及びモンゴルへの直接的言及を断念するというサゾノフの案は、むしろ不十分なものであったのである⁽¹⁶⁵⁾。ただし、日露双方の要求は相互に矛盾するものではなく、内田は、日本がロシアの要求に同意することを条件に、日本案へのロシア側の同意を取り付けるよう本野に指示した⁽¹⁶⁶⁾。日露双方の要求両方を提出することを提案したのである。サゾノフはロシアと同じ目標を追求しているはずの日本が「依然不明な理由によって」譲歩姿勢を示していると、ココフツォフに不満を述べてはいたものの⁽¹⁶⁷⁾、結局、ロシア側は内田の提案を受け入れた。6月16日、ココフツォフは本野と意見交換を行い⁽¹⁶⁸⁾、それを踏まえた翌17日付のロシア代表団に宛ての訓令において、日本案に同意すると同時に何らかの形式で全体一致原則の記載を目指すことも指示し、ロシア案が拒否された場合には六国借款団から脱退するとの方針を示した⁽¹⁶⁹⁾。同日、サゾノフも本野に、日本案を支持する方針であることを伝えるとともに、ロシア案への協力を要請している⁽¹⁷⁰⁾。

協力の進展と合わせて、内田は、ロシアが六国借款団に加入しない場合の対応についての方針を修正しつつあった。先述のとおり、内田には、ベルギー借款団の利益のためにロシアと歩調を合わせて六国借款団加入を断念するつもりはなく、6月5日時点においても、「結局何トカ折合付クベシト認メラルルヲ以テ實際問題トシテ予メ特ニ露国加入セズトモ我ニ於テ参加スベシトノコトヲ言明スルノ必要ナカルベシ」⁽¹⁷¹⁾という曖昧な訓令を発していた。しかし、6月17日の訓令では、ロシアの要求が受け入れられず、露仏両国が六国借款団に加入しない事態に至った場合には、日本案が承認されたとしても、「六国協調ナル当初ノ主義ト甚相反スル」ことを理由に加入は一旦見合わせるようにと指示している⁽¹⁷²⁾。ロシアのみが加入しない場合の指示がないことや、単なる見合わせを指示しているにすぎない点に依

162 同上、384-385頁；МОЭИ. Серия 2. Т. 20. Ч. 1. С. 129.

163 『日外』明治第45巻第2冊、397-398頁。

164 МОЭИ. Серия 2. Т. 20. Ч. 1. С. 173-174; 『日外』明治第45巻第2冊、407-408頁。

165 同上、409-410頁。

166 同上。

167 МОЭИ. Серия 2. Т. 20. Ч. 1. С. 173-174.

168 『日外』明治第45巻第2冊、410-411頁。

169 МОЭИ. Серия 2. Т. 20. Ч. 1. С. 182-183.

170 『日外』明治第45巻第2冊、412頁。

171 同上、391-392頁。

172 同上、410頁。

然曖昧さが残されてはいるとはいえ、問題が満州及びモンゴルの特殊権益に関わるものであることを踏まえ、日本政府は加入をめぐる立場をロシア政府のそれに接近させつつあったといえるだろう。

仮に日本案のみが承認されていれば、日本政府はロシア政府とどこまで歩調を合わせるべきなのか、態度の明確化を迫られるに至ったかもしれない。しかし、6月18日から開催された会議では、日本案及びロシア案がともに議事録に記載される形で決着したためにそのような問題は生じず、20日には六国借款団規約が調印されることとなった⁽¹⁷³⁾。

こうして六国借款団の成立には漕ぎつけたが、改革借款契約自体をめぐる借款団と中華民国政府の間の交渉は難航した。特に1912年7月には一旦交渉が決裂し、中華民国政府が六国借款団未加入のイギリスの金融業者とクリスプ借款を締結する事態となったほか、1913年3月にはアメリカが六国借款団から脱退するなど紆余曲折が生じたものの、最終的には1913年4月に、改革借款契約は成立することになる⁽¹⁷⁴⁾。

おわりに

六国借款団規約交渉で日露が共同歩調をとったことは、焦点が第三国に対する満州（やモンゴル）の権益の擁護に限定される限り両国の協力が機能することを示した。日露の満州（及びモンゴル）権益にとって四国借款団の動きは脅威であり、そもそも両国は1910年の第二次日露協約において、満州における「特殊利益」が脅かされた場合には、「該利益ノ擁護防衛ノ為共同ノ行動ヲ為シ又ハ相互ニ援助ヲ与フルノ目的ヲ以テ執ルヘキ措置ニ付協議」することを定めていたのである⁽¹⁷⁵⁾。

もっとも日露間の協力は決してスムーズに実現したわけではなかった。四国借款団が進める幣制改革借款や改革借款には、日露の権益問題だけでなく門戸開放原則の問題や袁政権に対する政治的支援の問題も関係していた。本論文でみたとおり、これらの問題について日露双方の立場には大きな隔たりがあり、それらの隔たりが調整されない限り、権益擁護のための協力は困難だった。また、日露戦争後から辛亥革命勃発後初期の日本外交が国際協調を基本路線としていたことは先行研究でも指摘されてきたところだが⁽¹⁷⁶⁾、門戸開放原則への配慮や改革借款への参加は列国との協調の問題であった。ある意味当然ではあるが、「利益ノ擁護防衛ノ為」の「共同ノ行動」が実現するか否かは、日露両国の権益に対する脅威以外の考慮にも左右されるものだったのである。また不一致の調整が、幣制改革借款問題の場合は四国借款団側が示した門戸開放原則違反ととられかねない動き、改革借款の場合は日露間の誤解という偶発的要素によってもたらされたものであったことを踏まえれば、四国借款団問題をめぐる日露間協力の場合当たりの側面は否めない。

四国借款団に対して日露が協力して強硬な姿勢をとるよう唱えていた本野やココフツォフの見解が日本側の実際の動きやロシア政府内の雰囲気在必ずしも反映していなかったこ

173 塚本『日本外交と対中国借款問題』29頁。

174 成立までの経緯については、副島「善後借款の成立」330-337頁参照。

175 外務省『日本外交年表並主要文書（上）』337頁。

176 例えば櫻井『辛亥革命と日本政治の変動』14-15頁。

とは象徴的である。条約の文言上、満州の「特殊利益」擁護のため協力関係は1910年に成立しており、六国借款団成立とほぼ同じ時期には第三次日露協約という形でその地理的対象を内モンゴルまで拡大していた⁽¹⁷⁷⁾。しかし日露両国は「特殊利益」以外の問題で様々な不一致点を抱えており、「特殊利益」をめぐる一致は日露関係、特に日本側において常にそれらに優先されるものではなかった。その意味で満州やモンゴルでの利害の一致は日露関係に影響を及ぼす多くの要素の1つに過ぎず、日露の協力や提携の実現を保証するものではなかったのである。

177 吉村『日本とロシア』第1章、第2章；Шулатов Я.А. На пути к сотрудничеству. С. 139–214 参照。

Японо-российские переговоры по вопросам международного банковского консорциума в 1910–1912 гг.

ОКАБЕ Кацуя

Возникший накануне Синьхайской революции вопрос о международном банковском консорциуме, на который Япония и Россия были вынуждены реагировать с точки зрения обеспечения своих маньчжурских интересов, рассматривается как пример, свидетельствующий об укреплении отношений между двумя странами после заключения Японо-российского соглашения 1910 года. С другой стороны, в исследованиях, посвященных вопросу китайских займов, отмечаются различия в отношении Японии и России к данным займам. Однако в предыдущих исследованиях, посвященных взаимоотношениям между Японией и Россией в целом, а также в исследованиях, посвященных непосредственно китайским займам, переговорам между Россией и Японией по вопросам, связанным с деятельностью международного банковского консорциума, уделялось недостаточно внимания. Исходя из этого, данное исследование специально концентрируется на отношении Японии и России к вопросам консорциума, которые обсуждались во время японо-российских переговоров. Накануне Синьхайской революции был поднят вопрос о займах для проведения денежной реформы в Китае. В их число входили и промышленные займы для Маньчжурии, что угрожало японским и российским интересам в этом регионе. Однако сотрудничество между двумя странами оставалось нестабильным, особенно из-за разногласий по поводу политики «открытых дверей». Япония стремилась избегать действий, противоречащих этой доктрине, в то время как Россия ставила во главу угла защиту своих национальных интересов. Сотрудничество было реализовано только в плоскости разрушения монополии консорциума в Маньчжурии.

После начала Китайской революции вопрос о международном консорциуме изменил свой характер: если раньше препятствием для японо-российского сотрудничества были разногласия по вопросам политики «открытых дверей», то теперь сотрудничеству препятствовали разногласия, связанные с финансовой поддержкой правительства Юань Шикая. Если Япония, стремившаяся утвердить свое влияние в Китае, была готова предоставлять политические займы, то для России, желавшей укрепить свои позиции в Маньчжурии (и в Монголии), займы являлись лишь средством дипломатического давления, и непосредственное предоставление займов Китаю было для нее невыгодно. В итоге этот потенциальный конфликт был разрешен не с помощью взаимного согласия или сотрудничества, а через изоляцию России и ее отказ от прежней политики займов.

Как показывают переговоры об уставе нового консорциума, две страны могли сотрудничать, если вопрос стоял исключительно о защите своих интересов в Маньчжурии. Однако экономические интересы в Маньчжурии не были единственным вопросом, их позиции по другим вопросам разнились. Согласно формулировке договора, сотрудничество по защите особых интересов в Маньчжурии было установлено в 1910 году. Однако перед лицом конкретной угрозы со стороны международного банковского консорциума стало очевидно, что, хотя такое сотрудничество и было возможным, в отношениях между двумя странами отсутствовала стабильность.